

開発事業地球温暖化対策等計画書 作成マニュアル

開発事業地球温暖化対策等計画書制度

令和6年3月

川崎 市

はじめに

気候変動の影響は世界中で顕著であり、私たちの生活を脅かす深刻な状況となっています。状況の悪化を少しでも抑えるためには、早期の脱炭素社会の実現が必要です。

こうしたことから、川崎市では、令和5年3月に、これまでの低炭素社会を目指していた条例を、脱炭素社会の実現に資する条例（川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例）へと改正しました。

この条例に根拠を有する開発事業地球温暖化対策等計画書制度についても、条例の目的を踏まえ、一部見直しを行っています。

開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、本制度は、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の削減等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

本マニュアルは、開発事業者の方々に制度の趣旨やしくみをご理解いただき、地球温暖化対策を積極的に推進していただくために作成したものです。

開発事業の地球温暖化対策を進める上では、設計段階で域内のエネルギー需要を把握し、具体的な対策を検討することが重要です。本マニュアルが有効に活用され、地球温暖化対策の取組が行われることを期待します。

令和6年
川崎市

目 次

第1章 川崎市開発事業地球温暖化対策計画等書制度について.....	1
1 制度の目的.....	1
2 根拠法令等.....	1
3 提出対象事業.....	1
4 提出の手続き.....	2
5 提出内容等の公表.....	4
6 指導及び助言.....	4
7 勧告及び公表.....	4
8 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出手続きの流れ（フロー図）.....	5
第2章 開発事業地球温暖化対策等計画書への記載事項.....	6
1 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置 の内容について.....	6
2 脱炭素エネルギー源の利用について.....	10
3 特定建築物の評価の目標について.....	13
4 各種届出様式及び記載例について.....	14
第3章 開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等の計算の考え方等.....	25
1 計算の基本的な考え方等.....	25
2 用途別の具体的な計算方法.....	27
3 計算例：共同住宅の場合.....	30
第4章 条例・規則等.....	33
1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び施行規則対照表.....	33
2 開発事業地球温暖化対策等指針.....	39

第1章 川崎市開発事業地球温暖化対策等計画書制度について

1 制度の目的

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年条例第52号）（以下「川崎市地球温暖化対策推進条例」といいます。）では、その目的で「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動適応を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ことを掲げています。

開発事業地球温暖化対策等計画書制度は、開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

2 根拠法令等

- ・ 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号)
- ・ 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）
- ・ 開発事業地球温暖化対策等指針(平成22年川崎市公告第102号)

3 提出対象事業

提出の対象となる開発事業については、次のとおりです。

(1) 条例上の義務となるもの

対象となる事業については、次のとおり、川崎市地球温暖化対策等推進条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）（以下「川崎市地球温暖化対策等推進条例施行規則」という。）に定められており、該当する場合は、温室効果ガスの排出削減等及び気候変動への適応を図るため実施しようとする措置の内容等について、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出してください。

川崎市地球温暖化対策等推進条例
(開発事業地球温暖化対策計画書)

第19条 規則で定める開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業地球温暖化対策等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域
- (3) 特定開発事業の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容
- (5) 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果
- (6) その他規則で定める事項

川崎市地球温暖化対策等推進条例施行規則
(特定開発事業)

第16条 条例第19条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項の開発区域をいう。）の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物（以下「予定建築物」という。）の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。

(2) 任意の提出となるもの

特定開発事業者以外の事業者についても、次のとおり、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出することができます。

川崎市地球温暖化対策等推進条例
(開発事業地球温暖化対策計画書)

第19条 略

- 2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策等計画書を作成し、市長に提出することができる。

4 提出の手続き

特定開発事業をしようとする方は（以下「特定開発事業者」といいます。）は、「開発事業地球温暖化対策等計画書」を作成し、当該開発事業が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）（以下「川崎市環境影響評価条例」といいます。）第2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」といいます。）を提出する日までに、それ以外の開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに市長に提出してください。

また、特定開発事業者以外の事業者も同様に、「開発事業地球温暖化対策等計画書」を作成し、当該事業が川崎市環境影響評価条例第2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつては同条例第18条第1項に規定する準備書を提出する日までに、それ以外にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに市長に提出することができます。

なお、指針に定める様式については、電磁的記録もあわせて提出してください。

（１） 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出

開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第8号様式）は、表1に掲げる図書を添えて、提出してください。提出書式は、次の川崎市ホームページからダウンロードできます。

アドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-4-4-3-5-0-0-0-0-0-0.html>

提出にあたっては、開発事業地球温暖化対策等計画書の記載方法等について、事前に御相談ください。また、川崎市環境影響評価条例の指定開発行為に該当し、準備書を作成した場合には添付する資料を省略することができますので、この点も事前に相談してください。

（２） 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更の届出

開発事業地球温暖化対策等計画書に記載されている事項を変更する場合は、「開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第9号様式）」により、届け出てください。

ア 変更後速やかに

【変更事項】

- ・氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・開発事業の名称及び目的
- ・工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日
- ・予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあつては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標

※ 添付資料はありません。

イ 変更に係る工事着手予定日の15日前までに

【変更事項】

- ・特定開発事業を行う土地の位置及び区域
- ・特定開発事業の概要
- ・温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容
- ・脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果

※ 添付資料は、表1のうち、変更に係る部分の図書のみとします。

（３） 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の中止の届出

開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を中止した場合については、「開発事業中止届出書（規則第11号様式）」により、速やかにその旨を届け出てください。

（４） 開発事業の完了の届出

開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を完了した場合については、「開発事業完了届出書（規則第10号様式）」により、速やかにその旨を届け出てください。

表 1 開発事業地球温暖化対策計画書の添付図書

行為の区分	図書等	備考
(1) 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出 (川崎市環境影響評価条例第2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつては同条例第18条第1項の規定により準備書を提出する日までに、それ以外にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前まで)	①開発事業地球温暖化対策等計画書 (規則第8号様式)	
	②委任状	開発事業者によって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	
	位置図	方位、対象事業区域の位置、道路及び目標となる地物
	現況図	方位、対象事業区域の位置、道路及び目標となる地物、等高線
	土地利用計画図	縮尺、方位、対象事業区域の境界、敷地内における建築物又は予定建築物等の位置並びに対象事業区域に接する道路の位置及び幅員
	造成計画平面図	縮尺、対象事業区域の境界、切土又は盛土及び地盤の計画高
	開発事業地球温暖化対策等計画 (指針第1号様式)	開発事業地球温暖化対策等指針に示す計画
	開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料	開発区域内の予定建築物で想定される標準的なエネルギー需要量等を計算した資料(詳細は第3章参照)
(2) 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更の届出	エネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料	削減されるエネルギー量等を計算した資料(詳細は第3章参照)
	脱炭素エネルギー源を利用した機器の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料	機器の導入によって削減されるエネルギー量等を計算した資料(詳細は第3章参照)
(3) 開発事業の中止の届出	①開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書 (規則第9号様式)	
	②委任状	開発事業者によって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	変更に係る部分の図書
(4) 開発事業の完了の届出	①開発事業中止届出書 (規則第11号様式)	
	②委任状	開発事業者によって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	
	開発事業地球温暖化対策等結果 (指針第2号様式)	開発事業地球温暖化対策等指針に示す結果
	写真	概観等

■ 提出・届出先（直接次の窓口までお持ちいただくか、電子申請を御利用ください。）

窓口：環境局脱炭素戦略推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎21階)

TEL 044-200-2545

電子申請：オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）

5 提出内容等の公表

提出・届出いただいた開発事業地球温暖化対策等計画書等の概要は、担当窓口及び川崎市のホームページで公表します。公表する内容は次のとおりです。

- ・ 事業者の氏名又は名称
- ・ 主たる事務所又は事業所の所在地
- ・ 開発事業の名称
- ・ 開発事業を行う土地の位置及び区域
- ・ 開発事業の目的
- ・ 工事着手の予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 開発事業の概要
- ・ 主な建築物の内容
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容
- ・ 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果
- ・ 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標

6 指導及び助言

開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、必要な指導及び助言を行う場合があります。

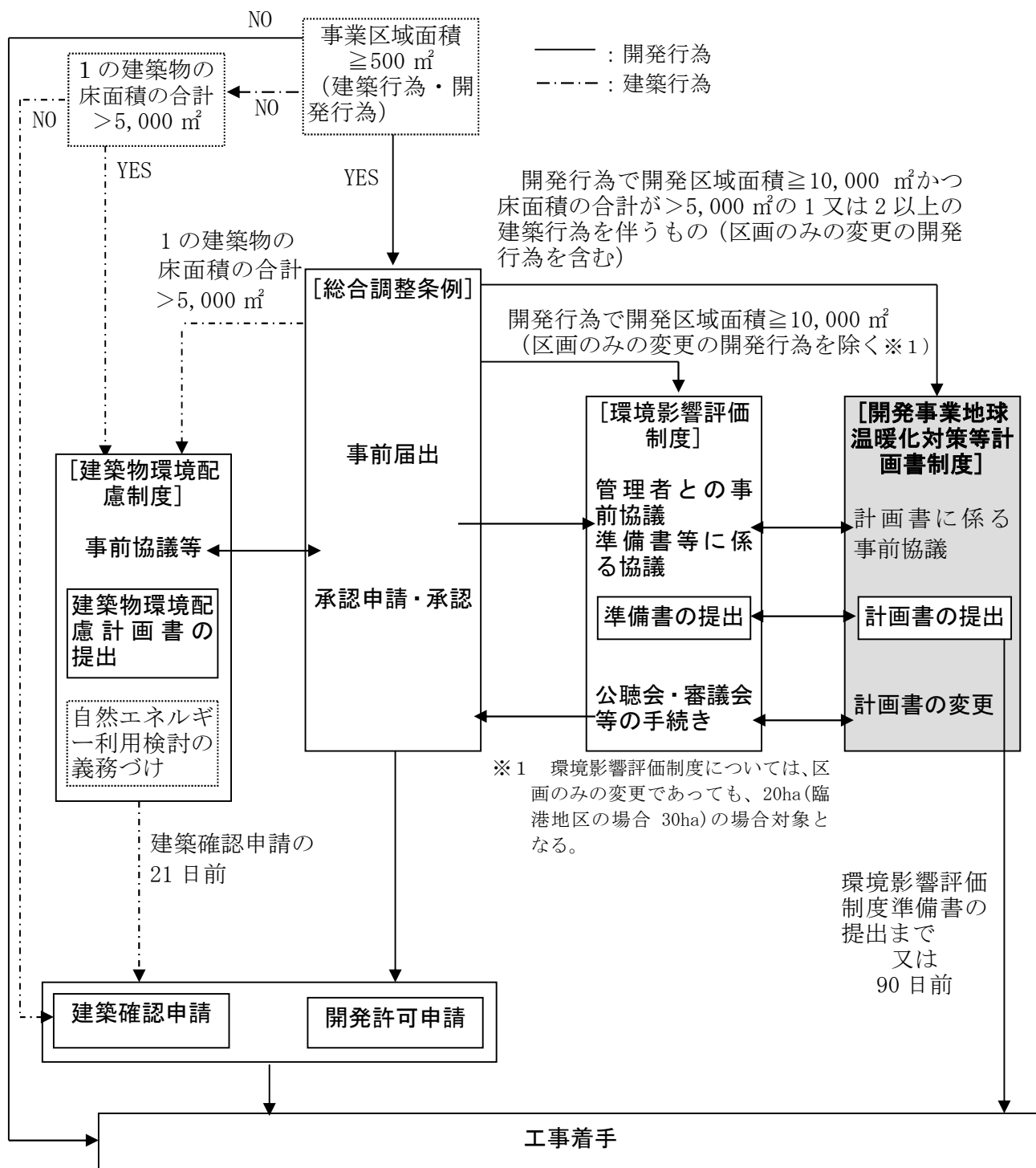
7 勧告及び公表

特定開発事業者が開発事業地球温暖化対策等計画書の提出並びに開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書、開発事業完了届出書及び開発事業中止届出書の届出をせず、又は虚偽の提出・届出をした場合には、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。また、特定開発事業者以外の事業者が虚偽の提出及び届出をした場合も必要な措置をとるよう勧告する場合があります。

なお、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

8 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出手続きの流れ(フロー図)

[開発事業地球温暖化対策等計画書等のフローイメージ]



第2章 開発事業地球温暖化対策等計画書への記載事項

1 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする

措置の内容について

開発事業地球温暖化対策等指針（平成22年川崎市公告第102号）（以下「開発事業地球温暖化対策等指針」といいます。）2（2）エでは、「開発事業者は、別表の温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる措置を検討する」となっており、開発事業者は、開発事業の内容に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置を検討してください。ここでは、開発事業地球温暖化対策等指針の別表の温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための措置について示しています。

（1） エネルギーの使用の合理化

エネルギーの高度利用技術の導入等やエネルギーの面的利用の促進、建築物の断熱性の向上など、温室効果ガスの排出の抑制等には、エネルギーの使用の合理化が重要となることから、開発事業に係る措置を積極的に講じるものとします。

ア 措置例

項目		措置例
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入
	・未利用エネルギーの活用	・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化
	・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発域内のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、室の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止
	・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入

	・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化
--	---	--

(2) ヒートアイランド現象の緩和

都市気温の上昇を抑制し、ヒートアイランド現象の緩和のため、開発事業においては、人工排熱の抑制や地表面の改善、風の道の確保などの措置を講じてください。

なお、事業区域内の緑の保全、緑化の推進等については、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）」や「川崎市緑化指針」などの基準を調査し、これを遵守してください。

ア 措置例

	項目	措置例
2.1 人工排熱の抑制	・建築設備から大気への排熱量の低減	・建築物の断熱化（再掲） ・建築物への日射遮へい（再掲） ・排熱量の少ない設備の導入 ・排熱の低温化 ・排熱の回収・再利用
	・排熱負荷の平準化	・排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・舗装等、人工被覆面積の縮小 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定
	・緑地や水面等の確保、日陰の創出	・芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保 ・日除けの設置や植樹等による日陰の形成
2.3 風の道の確保	・風の道に配慮した建物等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減
	・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保

(3) 交通環境への配慮

自動車をはじめとした交通による温室効果ガス排出の抑制等のため、開発事業においては、自動車利用の抑制や環境負荷の少ない自動車利用の促進、自動車交通の円滑化などを積極的に行ってください。

なお、駐車場や駐輪場の施設については、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年川崎市条例第54号）」「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例（平成17年川崎市条例第19号）」「川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）」等の基準を調査し、これを遵守してください。

ア 措置例

項目		措置例
3.1 自動車利用の抑制	・公共交通との連携	・公共交通機関の利用環境整備
	・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備	・事業の目的・用途に応じた駐輪スペースの確保 ・自転車道の整備
	・歩行環境の整備	・快適な歩行空間の整備 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	・電気自動車の利用促進	・電気自動車用充電インフラの整備
	・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	・交通計画の作成	・交通需要の適切な予測による交通計画の作成
	・物流の効率化・円滑化	・荷捌きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 ・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備
	・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保

(4) 緑地の保全と緑化の推進

地球温暖化対策の推進する上では、二酸化炭素の吸収源対策として、緑地の保全や緑化の推進が重要であることから、開発事業においては、緑地の保全や建物の緑化、沿道・地域緑化など、緑の保全と緑化の推進のための措置を積極的に講じてください。

なお、事業区域内の緑の保全、緑化の推進等については、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）」や川崎市緑化指針などの基準を調査し、これを遵守してください。

ア 措置例

項目		措置例
4.1 緑地の保全	・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	・緑化の推進	・街区や道路の緑化 ・改変箇所における植生等の回復 ・建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 ・造成法面等、改変箇所における在来種による緑化

(5) 工事に係る配慮

工事における温室効果ガス排出の抑制のための措置も地球温暖化対策としては重要なことから、開発事業においては、環境負荷の少ない資材の調達や工事における二酸化炭素排出の抑制などの措置を積極的に講じてください。

ア 措置例

項目		措置例
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	・製造/廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用 ・環境に配慮した建設資材の積極的な利用
	・資材調達時における配慮	・資材輸送における距離の最小化 ・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	・二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用
	・建設機器の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

2 脱炭素エネルギー源の利用について

開発事業地球温暖化対策等指針 2（2）オでは、「開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、脱炭素エネルギー源を利用した設備機器の導入について検討する」となっています。開発事業者は、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる脱炭素エネルギー源を利用した設備の導入について検討してください。

なお、水力、地熱、バイオマス、再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源なども脱炭素エネルギー源としておりますが、ここでは主なもののみを挙げており、開発区域の状況に応じて適宜検討してください。

〔対象となる主な脱炭素エネルギー源〕

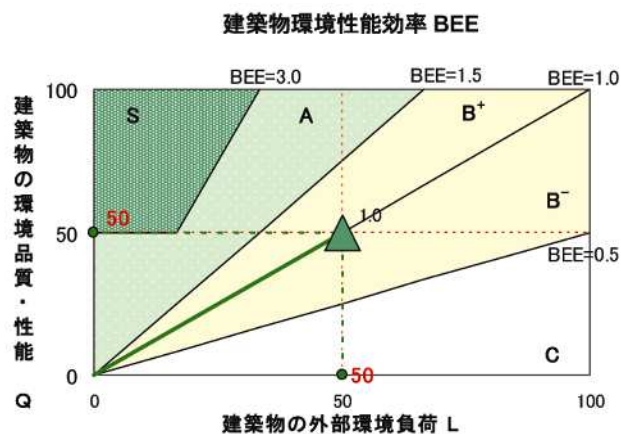
主な脱炭素エネルギーの源の種類		検討内容
①	太陽光	電力設備に代わり、太陽光発電を利用したシステムが計画されているか。 →太陽光パネル
②	風力	電力設備に代わり、風力発電を利用したシステムが計画されているか。
③	太陽熱	熱源設備において、温熱負荷低減に有効な太陽熱利用システムが計画されているか。 →ソーラーパネル、真空式温水器
④	大気中の熱その他の自然界に存する熱	地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用するシステムが計画されているか。 →地中熱ヒートポンプ（熱源や空調設備に代わり、冷暖房負荷軽減に有効な地中熱利用するシステムが計画されているか。）等

3 特定建築物の評価の目標について

開発事業の予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第127条の4第1項の特定建築物（床面積の合計が5,000 m²を超える建築物）に該当する場合にあっては、開発事業者は、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）による総合評価について、具体的な目標を設定します。

特定建築物の環境性能の総合評価は、「Sランク」から、「Aランク」「B⁺ランク」「B⁻ランク」「Cランク」の5段階に格付けされます。

ランク	評価	B E E 値ほか	ランク表示
S	素晴らしい	B E E = 3.0 以上、Q = 50 以上	★★★★★
A	大変良い	B E E = 1.5 以上～3.0 未満	★★★★☆
B ⁺	良い	B E E = 1.0 以上～1.5 未満	★★★☆☆
B ⁻	やや劣る	B E E = 0.5 以上～1.0 未満	★★☆☆☆
C	劣る	B E E = 0.5 未満	★☆☆☆☆



開発事業者以外の方の提出には委任状(様式自由)が必要です

第 8 号様式

(第 1 面)

開発事業地球温暖化対策等計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

開発事業者の氏名等を記入してください

郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏 名 株式会社○○○○代表取締役○○○○		
主たる事務所 又は事業所の所在地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号		
連絡先	担当部署	担当部署名	株式会社○○○○ ○○○○部○○課
		所在地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

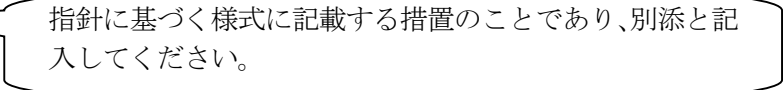
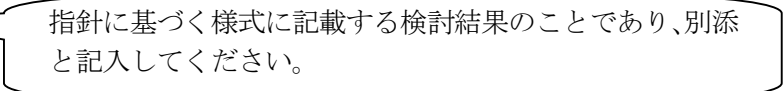
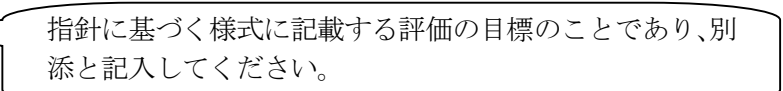
※受付欄

※特
項

※欄は記入しないでください)

本提出に対する連絡の窓口となっていた
だけの方を記入してください
(委任状により任された方)

(第2面)

開 発 事 業 の 名 称	〇〇〇開発事業	
開 発 事 業 を 行 う 土地の位置及び区域	神奈川県川崎市〇〇〇地先一帯	
開 発 事 業 の 目 的	〇〇地域の増大する住宅需要に応え、一層の地域活性化を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の都市基盤を整備するとともに、周辺環境に調和した分譲マンション（〇棟〇〇戸）、商業施設（ショッピングセンター）を建設する。	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
開 発 事 業 の 概 要	区域面積	〇〇,〇〇〇㎡
	床 面 積	〇〇,〇〇〇㎡
温室効果ガスの排出 の量の削減等及び気 候変動適応を図るた め実施しようとする 措 置 の 内 容	別添 	
脱炭素エネルギー源 の 利 用 に 係 る 検 討 結 果	別添 	
特 定 建 築 物 の 評 価 の 目 標	別添 	
備 考		

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 特定建築物の評価の目標については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。
- 3 計画書には、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名

開発事業者の氏名等を記入してください

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第19条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏 名 株式会社○○○○代表取締役○○○○		
主たる事務所 又は事業所の所在地	郵便番号 ○○○-○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号		
開発事業の名称	○○○開発事業		
開発事業を行う土地の 位置及び区域	神奈川県川崎市○○○地先一帯		
計画書提出年月日	○○年 ○○月 ○○日	受付 番号	
変更年月日	○○年 ○○月 ○○日		
変更内容	変更前		変更後
	※変更事業について変更する前の状況 記入してください。		※変更事業について変更した後の状況 記入してください。
変更理由	※変更する事項について、変更する理由を可能な範囲でお書きください。		
連絡先	担当 部署	担当部署名	株式会社○○○○ ○○○○部○○課
		所在地	郵便番号 ○○○-○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号
		電話番号	○○○ (○○) ○○○○
		FAX番号	○○○ (○○) ○○○○
		Eメールアドレス	Kawasaki@○○.co.jp

※受付欄		※特記事項	
------	--	-------	--

備考 1 変更する部分については、変更前及び変更後の計画書に記載してください。記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 変更する部分については、変更前及び変更後の計画書に記載してください。記載できない場合は、別紙により提出してください。

3 開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を提出してください。

4 記入しないください。

※欄は記入しないでください

本提出に対する連絡の窓口となっていた
だけの方を記入してください
(委任状により任された方)

開発事業者以外の方の提出には委任状(様式自由)が必要です

第10号様

開発事業完了届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名

開発事業者の氏名等を記入してください

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏 名 株式会社○○○○代表取締役○○○○		
主たる事務所 又は事業所の所在地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号		
開発事業の名称	○○○開発事業		
開発事業を行う土地の 位置及び区域	神奈川県川崎市○○○地先一帯		
計画書提出年月日	○○年 ○○月 ○○日	受付 番号	
工事の着手年月日	○○年 ○○月 ○○日		
工事の完了年月日	○○年 ○○月 ○○日		
連絡先	担 当	担当部署名	株式会社○○○○ ○○○○部○○課
	部 署	所 在 地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号
		電話番号	○○○ (○○) ○○○○
		FAX番号	○○○ (○○) ○○○○
		メールアドレス	Kawasaki@○○.co.jp

※受付欄

※特記事項

備考 1 届 開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を、

2 ※ 記入しないでください。

※欄は記入しないでください

本提出に対する連絡の窓口となっていた
だけの方を記入してください
(委任状により任された方)

開発事業者以外の方の提出には委任状(様式自由)が必要です

第 1 1 号様

開発事業中止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名

開発事業者の氏名等を記入してください

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 2 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏 名 株式会社○○○○代表取締役○○○○		
主たる事務所 又は事業所の所在地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号		
開発事業の名称	○○○開発事業		
開発事業を行う土地の 位置及び区域	神奈川県川崎市○○○地先一帯		
計画書提出年月日	○○年 ○○月 ○○日	受付 番号	
中止年月日	○○年 ○○月 ○○日		
連絡先	担 当	担当部署名	株式会社○○○○ ○○○○部○○課
	部 署	所 在 地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住 所 ○○市○○町○番○号
		電話番号	○○○ (○○) ○○○○
		FAX番号	○○○ (○○) ○○○○
		Eメールアドレス	Kawasaki@○○.co.jp

※受付欄

特記事項

備考 1 ※欄は、記入しないでください。

※欄は記入しないでください

本提出に対する連絡の窓口となっていた
だけの方を記入してください
(委任状により任された方)

第1号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等計画

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏名 株式会社○○○○代表取締役○○○○			
主たる事務所又は 事業所の所在地	郵便番号 ○○○-○○○○ 住所 ○○市○○町○番○号			
開発事業の名称	○○○開発事業			
開発事業を行う 土地の位置及び区域	神奈川県川崎市○○○地先一帯			
開発事業の目的	○○地域の増大する住宅需要に応え、一層の地域活性化を図るため、土地 区画整理事業により、道路、公園等の都市基盤を整備するとともに、周辺 環境に調和した分譲マンション（○棟○○戸）、商業施設（ショッピングセ ンター）を建設する。			
工事の着手 予定年月日	○○年 ○○月 ○○日			
工事の完了 予定年月日	○○年 ○○月 ○○日			
開発事業の概要	区域面積	○○,○○○m ²		
	床面積	○○,○○○m ²		
主な予定建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
	○棟	ショッピングセンター	○,○○○ m ²	
	○棟	集合住宅	○,○○○ m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	床面積の合計		○,○○○m ²	

指針の別表を参照し、当該開発事業で取り組もうとする措置について記述してください

(第2面)

温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギーの使用の合理化	・ショッピングセンターにおいて、天然ガスコージェネレーション設備を導入する設計とする。 ・高断熱建材を用いた建物の断熱化を図る。 ・ショッピングセンター及び集合住宅の教養部に積極的に電球型蛍光灯を利用する。
	ヒートアイランド現象の緩和	・ボイラー等排熱設備については、排熱位置を建物上部に設置し、通行者等への影響軽減を図る。 ・敷地内の駐車場に保水性舗装を使用する。 ・敷地周囲に極力多くの植樹を行う。
	交通環境への配慮	・適正規模の駐車場・駐輪場を設置する。 ・ショッピングセンターの搬入について、住民との動線に重ならないような搬入時間、経路とする。 ・集合住宅において、〇〇社と共同による、カーシェアリングシステムを導入する。
	緑地の保全と緑化の推進	・敷地周囲の既存樹木は可能な限り保存する。 ・集合住宅棟において、屋上緑化を実施する。
	工事に係る配慮	・低燃費型建設機械を積極的に採用する。 ・アイドリングストップを敢行する。 ・グリーン調達を積極的に実施する。
	その他	エネルギー需給の状況を勘案し、再生可能エネルギー源の利用について検討し、該当するものをチェックし、導入機器を記入ください。
脱炭素エネルギー源の利用	検討結果	☒ 導入する ☐ 導入しない
	導入機器	太陽光発電設備（屋上設置）

(第3面)

特定建築物の 評価の目標	棟番号	評価の目標
	○棟	総合評価 B ⁺ 以上
	○棟	総合評価 B ⁺ 以上
備考	特定建築物が含まれる場合に記入してください。 評価の目標は目指すランク(S、A など) を記入してください。	

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
[事務所／学校／物販店／飲食店／集会所／工場／病院／ホテル／住宅／その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価の目標については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年 川崎市条例第 50 号）第 127 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

第2号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等結果

事業者の氏名 又は名称	フリガナ ○○○○ ○○○○ 氏名 株式会社○○○○代表取締役○○○○			
主たる事務所又は 事業所の所在地	郵便番号 ○○○—○○○○ 住所 ○○市○○町○番○号			
開発事業の名称	○○○開発事業			
開発事業を行う 土地の位置及び区域	神奈川県川崎市○○○地先一帯			
開発事業の目的	○○地域の増大する住宅需要に応え、一層の地域活性化を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の都市基盤を整備するとともに、周辺環境に調和した分譲マンション（○棟○○戸）、商業施設（ショッピングセンター）を建設する。			
工事の着手 予定年月日	○○,○○○m ²			
工事の完了 予定年月日	○○,○○○m ²			
開発事業の概要	区域面積	○○,○○○m ²		
	床面積	○○,○○○m ²		
主な建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
	○棟	ショッピングセンター	○,○○○m ²	
	○棟	集合住宅	○,○○○m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	床面積の合計		○,○○○m ²	

指針の別表を参照し、当該開発事業で取り組んだ措置について記述してください

(第2面)

温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギーの使用の合理化	・ショッピングセンターにおいて、天然ガスコージェネレーション設備を導入した。 ・高断熱建材を用いた建物の断熱化を図った。 ・ショッピングセンター及び集合住宅の共用部に積極的に電球形蛍光灯を導入した。
	ヒートアイランド現象の緩和	・ボイラー等排熱設備については、排熱位置を建物上部に設置し、通行者等への影響軽減を図った。 ・敷地内の駐車場に保水性舗装を使用した。 ・敷地周囲に極力多くの植樹を行った。
	交通環境への配慮	・適正規模の駐車場・駐輪場を整備した。 ・ショッピングセンターの搬入について、住民との動線に重ならないよう搬入時間、経路とした。 ・集合住宅において、〇〇社と共同による、カーシェアリングシステムを導入した。
	緑地の保全と緑化の推進	・敷地周囲の既存樹木は可能な限り保存した。 ・集合住宅棟において、屋上緑化を実施した。 上記により、当該開発区域における緑被率〇%を達成した。
	工事に係る配慮	・低燃費型建設機械を積極的に採用した。 ・アイドリングストップを敢行した。 ・グリーン調達を積極的に実施した。
	その他	最終的に導入された機器がある場合は記入してください
脱炭素エネルギー源の利用	導入機器	太陽光発電設備（屋上設置）

(第3面)

特定建築物の評価	棟番号	評価の目標	評価の結果
	○棟	総合評価 B ⁺ 以上	総合評価 A
	○棟	総合評価 B ⁺ 以上	総合評価 A
備考	特定建築物が含まれる場合に、計画時の目標とともに、最終的な評価の結果(S、A など)を記入してください。		

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
 [事務所／学校／物販店／飲食店／集会所／工場／病院／ホテル／住宅／その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年 川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

第3章 開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等の計算の考え方等

開発事業地球温暖化対策指針2（2）ウでは、「開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する」となっています。また、同指針2（2）エでは「エネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合にあっては、当該措置の実施により削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する」、同指針2（2）オでは「脱炭素エネルギー源を利用する設備を導入する場合にあっては、当該導入により削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する」となっています。

本章では、開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量、さらにエネルギーの使用の合理化に資する措置の実施に伴うエネルギー等の削減量の計算の考え方等を示します。

なお、脱炭素エネルギー源のうち、大気中の熱の他自然界に存する熱の温度差を利用する設備については、一般的なシステムとの比較によることとし、計算については設備の合理化の中で行ってください。

1 計算の基本的な考え方等

（1） 考え方

開発事業については、事業終了後、長期にわたりエネルギー等を使用し、温室効果ガスを排出することから、事業の実施段階で地球温暖化対策を講じることが重要となります。具体的な地球温暖化対策を検討していく上では、開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等を定量的に把握し、どのようなエネルギーを用いるか、さらにはどのような地球温暖化対策を講じるかなど、全体のエネルギーの有効利用を考えていくことが重要です。

このため、本制度では、開発事業における標準的なエネルギー需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量、さらには地球温暖化対策を講じた場合のエネルギー及びエネルギー起源の二酸化炭素の削減量、削減率を計算していただくこととしています。

なお、具体的な計算過程及び計算結果については、添付資料（様式任意）として提出していただくことになります。また、当該資料については、市による公表の対象とはしません。

（2） 前提条件等

ア 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置

大きく次の3つに分割し、具体的な措置を検討してください。

建物側での対策	断熱強化など、熱負荷低減方策に関わること
設備の合理化	高効率機器の導入に関わること
脱炭素エネルギー源の利用	太陽光発電設備や太陽熱温水器の導入など、設備の消費エネルギーへの再生可能エネルギー源の利用に関わること

イ 対象とするエネルギー

対象とするエネルギーは、電力の場合には送電ロスなどを加味する必要があると考えられることから、2次エネルギーではなく、1次エネルギーとします。

※1次エネルギー：化石燃料、非化石燃料、原子力の燃料であるウラン、太陽・水力・地熱等の自然エネルギー等自然から直接得られるエネルギーのことをいう。

※2次エネルギー：電気・ガソリン・都市ガス等、一次エネルギーを変換や加工して得られるエネルギーのことをいう。

ウ 前提条件

1次エネルギーの計算については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）に定められた換算値を用いることとします。また、エネルギー起源の二酸化炭素をはじめ、温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政

令第百四十三号) に定められた方法によることとします。

主なエネルギーの1次エネルギー換算値

種別	1次エネルギー換算値
都市ガス (13A)	1 立方メートルにつき 45,000 キロジュール※
電気	1 キロワット時につき 8,640 キロジュール

※ 東京ガス株式会社の場合 (都市ガスについては、供給元の事業者の HP 等でご確認ください)。

主なエネルギーの二酸化炭素排出係数

種別	排出係数
都市ガス	2.21 kg CO ₂ /m ³ ※ ¹
電力	0.457 kg CO ₂ /kwh※ ²

※1 東京ガス株式会社で低圧供給の場合 (都市ガスについては、供給元の事業者の HP 等でご確認ください)。

※2 東京電力エナジーパートナー株式会社の場合 (R5 年度提出用、基礎排出係数)

(3) 標準的なエネルギー需要量等の計算

次のフローに基づいて計算してください。

ア 標準的なエネルギー需要量 (以下「標準エネルギー需要量」といいます。)

$$= \text{標準エネルギー需要量原単位 (MJ/m}^2 \cdot \text{年)} \times \text{床面積 (m}^2\text{)}$$
 ※原単位は建築物の用途にあわせたものとしてください。また、根拠資料が必要となります。



イ 標準的なエネルギー起源の二酸化炭素排出量 (以下「標準二酸化炭素排出量」といいます。)

$$= \text{標準エネルギー需要量 (MJ/年)} \times \text{二酸化炭素排出係数 (CO}_2\text{/MJ, CO}_2\text{/kwh)}$$
 ※エネルギー種別ごとに計算してください。
 ※電力については、需要量 (MJ) を kwh に換算し、排出係数を乗じてください。

(4) 削減されるエネルギー量等の計算

次のフローに基づいて計算してください。

ア 設備の合理化による計算

(ア) 削減されるエネルギー量 (以下「エネルギー削減量」といいます。)

$$= \text{標準エネルギー需要量のうち、導入される省エネルギー機器に係る部分のエネルギー需要量} \\ \times (1 - (\text{標準的な機器の効率} \cdot \text{COP} / \text{導入される省エネルギー機器の効率} \cdot \text{COP}))$$



(イ) 削減される二酸化炭素の排出量 (以下「二酸化炭素削減量」といいます。)

$$= \text{エネルギー削減量 (MJ/年)} \times \text{二酸化炭素排出係数 (CO}_2\text{/MJ, CO}_2\text{/kwh)}$$



(ウ) エネルギー削減率

$$= 1 - (\text{標準エネルギー需要量 (MJ/年)} - \text{エネルギー削減量 (MJ/年)}) / \text{標準エネルギー需要量 (MJ/年)}$$



$$\begin{aligned} & \text{(エ) エネルギー起源の二酸化炭素削減率（以下「二酸化炭素削減率」といいます。）} \\ & = 1 - \left(\frac{\text{標準二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{/年)} - \text{二酸化炭素削減量 (kg-CO}_2\text{/年)}}{\text{標準二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{/年)}} \right) \end{aligned}$$

イ 脱炭素エネルギー利用による計算

$$\begin{aligned} & \text{(ア) エネルギー削減率} \\ & = \frac{\text{脱炭素エネルギー発生量 (MJ/年)}}{\text{標準エネルギー需要量 (MJ/年)}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(イ) 二酸化炭素削減率} \\ & = \frac{\text{脱炭素エネルギーによる二酸化炭素削減量 (kg-CO}_2\text{/年)}}{\text{標準二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{/年)}} \end{aligned}$$

2 用途別の具体的な計算方法

(1) 共同住宅

ア 建物側での対策

建築物の断熱強化などによる空調負荷（暖冷房の消費エネルギー量）の削減は、地球温暖化対策にとって重要な要素です。

断熱強化などの建物側での対策によって削減できる消費エネルギー量やその削減率などについて計算することができます。

イ 標準エネルギー需要量等の計算

標準エネルギー需要量は、原単位を用い、想定される共同住宅の床面積の合計に乘じます。そして、用途ごとに使用するエネルギーを勘案し、標準二酸化炭素排出量を計算します。なお、表に示した原単位は参考例です。

表 共同住宅の標準エネルギー使用量

用途	標準消費エネルギー量			システム (使用エネルギー)
	床面積当たり	参考) 一戸当たり 〔70 m ² /戸の場合〕		
	MJ/m ² ・年	MJ/年・戸		
暖 房	100.8	7,056	12.1%	電気式 COP 2.97 ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
冷 房	33.6	2,352	4.0%	COP 2.67
給 湯	201.8	14,126	24.2%	ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
調 理	63.9	4,473	7.7%	
照 明	105.1	7,357	12.6%	60lm/W
その他	329.0	23,030	39.4%	
合 計	834.2	58,394	100.0%	

[出典：住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（建築物に係るもの）交付規定、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、21 頁を基に算定]

ウ エネルギー削減量等の計算

(ア) 設備の合理化

表に示した想定システムと比較し、当該共同住宅への省エネルギー機器の導入によるエネルギー削減量、エネルギー削減率、二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減率を計算します。

(イ) 脱炭素エネルギー源の利用

表に示した想定システムと比較して、当該共同住宅に脱炭素エネルギー源が利用される場合は、それに伴うエネルギー削減量、エネルギー削減率、二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減率を計算します。

(2) 戸建住宅

ア 建物側での対策

共同住宅と同様とします。

イ 標準エネルギー需要量等の計算

標準エネルギー需要量は、原単位を用い、想定される戸建住宅の床面積の合計に乗じます。そして、用途ごとに使用するエネルギーを勘案し、標準二酸化炭素排出量を計算します。なお、表に示した原単位は参考例です。

表 戸建住宅の標準エネルギー消費量等

用途	標準消費エネルギー量			システム (使用エネルギー)
	床面積当たり	参考) 一戸当たり [125 m ² /戸の場合]		
	MJ/m ² ・年	MJ/年・戸		
暖 房	149.7	18,711	22.5%	電気式 COP 2.97 ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
冷 房	32.0	3,999	4.8%	COP 2.67
給 湯	135.1	16,892	20.3%	ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
照 明	86.9	10,867	13.1%	60lm/W
その他	261.1	32,640	39.3%	
合 計	664.8	83,109	100.0%	

[出典：平成20年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(住宅に係るもの) 交付規定、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、22頁を基に算定]

ウ エネルギー削減量等の計算

(ア) 設備の合理化

共同住宅と同様とします。

(イ) 脱炭素エネルギー源の利用

共同住宅と同様とします。

(3) 業務

ア 建物側での対策

共同住宅と同様とします。

イ 標準エネルギー需要量等の計算

次に示す標準的な建物のエネルギー消費原単位などに建築物の延べ床面積を乗じ、開発区域における標準エネルギー需要量を計算します。なお、表に示した原単位は参考例です。

表 標準的な建物のエネルギー消費量原単位（延床面積）

	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等
原単位 (MJ/m ² 年)	3,131	2,798	2,575	1,870	1,185

〔出典：建築物環境配慮計画書作成マニュアル 2009、川崎市、6-1-12 頁〕

その上で次表の用途区分別エネルギー消費比率に乘じ、その区分ごとに標準エネルギー消費量、標準二酸化炭素排出量を計算します。

表 用途区分別エネルギー消費比率（％）

	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等
空調	46	30	41	50	41
換気	5	10	10	5	10
照明	10	10	25	20	25
給湯	31	42	11	—	—
昇降機	3	—	—	3	—
その他	5	8	13	22	24
計	100	100	100	100	100

〔出典：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（建築物に係るもの）交付規定」、22 頁〕

表 民生用建築物

ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
物販店舗等	百貨店、マーケットその他これらに類するもの
事務所等	事務所、地方公共団体の支庁、図書館、博物館その他これらに類するもの
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他これらに類するもの
集会所等	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ屋その他これらに類するもの

ウ エネルギー削減量等の計算

（ア）設備の合理化

当該施設への省エネルギー機器の導入によるエネルギー削減量、エネルギー削減率、二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減率を計算します。なお、本マニュアルで説明するものは簡易な計算であり、可能な限り、建築物に係る省エネ法の届出に準拠し、計算することが望ましいと考えられます。

（イ）脱炭素エネルギー源の利用

共同住宅と同様とします。

（４）工場

ア 建物側での対策

共同住宅と同様とします。

イ 標準エネルギー需要量等の計算

工場については、導入する設備により使用するエネルギー量は大きく異なるため、実際に導入を予定している主要な設備機械等のみを対象とし、設置を予定している施設について、従来の施設だった場合を標準として、標準エネルギー需要量及び標準二酸化炭素排出量を計算します。エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスが大量に排出されることが見込まれる場合には当該量も計算してください。

ウ エネルギー削減量等の計算

(ア) 設備の合理化

当該施設への省エネルギー機器の導入によるエネルギー削減量、エネルギー削減率、二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減率について計算します。エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて計算した場合にはその削減量等も計算します。

(イ) 脱炭素エネルギー源の利用

共同住宅と同様とします。

(5) 複数の用途の場合

複数の用途の場合にはそれぞれの床面積に応じて計算し、それを合算することにより算出します。

3 計算例 : 共同住宅の場合

共同住宅の場合の計算例を以下に示します。これを参考に計算してください。

(1) 建物諸元

街区の総戸数	100 戸
1 戸当りの床面積	70 m ²

(2) 標準的なエネルギー原単位 (参考)

用途	標準消費エネルギー量		標準システム (使用エネルギー)
	床面積当り (MJ/m ² ・年)	戸当り [70 m ² /戸の場合] (MJ/年・戸)	
暖房	100.8	7,056	エアコン (COP2.97) (電気)
冷房	33.6	2,352	エアコン (COP2.67) (電気)
給湯	201.8	14,126	ガス給湯器 (効率 0.75) (ガス)
調理	63.9	4,473	ガスコンロ (効率 0.40) (ガス)
照明	105.1	7,357	照明機器 (60 l m/W) (電気)
その他	329.0	23,030	— (電気)
合計	834.2	58,394	—

(3) 新たな対策によるシステム

	用途	新たな対策によるシステム	
		システム	使用する熱源
省エネルギー設備	給湯	潜熱回収型ガス給湯器 (効率 0.95)	ガス
		ヒートポンプ給湯器 (COP4.0)	電気
脱炭素エネルギー利用	共用部分照明等	太陽光発電 (50kW)	電気

※ここでは、参考として、省二酸化炭素型設備については、熱源がガスと電気の2種類について算定する。

(4) 標準エネルギー需要量等の計算

- 標準エネルギー需要量の計算
 - ・ $834.2 \text{ (MJ/m}^2\text{)} \times 70 \text{ (m}^2\text{/戸)} = 58,394 \text{ (MJ)}$
- エネルギー削減量の計算
 - ・ 給湯 (ガス) : $201.8 \text{ (MJ/m}^2\text{)} \times 70 \text{ (m}^2\text{/戸)} \times (1 - 0.75 \div 0.95) = 2,973 \text{ (MJ)}$
 - ・ 給湯 (電気) : ヒートポンプ補正 = $4.0 \times 0.78 = 3.12$ (補正係数 : 0.78)
 一次換算効率 = $3.12 \times 3,600 \text{ (kJ/kWh)} / 8,640 \text{ (kJ/kWh)} = 1.3$
 * 3,600 (kJ/kWh) : 電気の2次エネルギーベースの熱量換算値
 * 8,640 (kJ/kWh) : 電力利用の一次エネルギー換算値
 $201.8 \text{ (MJ/m}^2\text{)} \times 70 \text{ (m}^2\text{/戸)} \times (1 - 0.75 \div 1.3) = 5,976 \text{ (MJ)}$

- エネルギー削減率

$$\text{削減率} = 1 - \frac{\text{標準エネルギー需要量} - \text{エネルギー削減量}}{\text{標準エネルギー需要量}}$$

$$\begin{aligned} &= \text{ガス} : (1 - (58,394\text{MJ} - 2,973\text{MJ}) \div 58,394\text{MJ}) \times 100 = \underline{\underline{5.1\%}} \\ &= \text{電気} : (1 - (58,394\text{MJ} - 5,976\text{MJ}) \div 58,394\text{MJ}) \times 100 = \underline{\underline{10.2\%}} \end{aligned}$$

(5) 標準二酸化炭素排出量等の計算

- 標準二酸化炭素排出量
 - ・ ガス : $(14,126 + 4,473) \times 2.21 \text{ (kg-CO}_2\text{/m}^3\text{)} \div 45 \text{ (MJ/m}^3\text{)} = 913 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$
 - ・ 電気 : $(7,056 + 2,352 + 7,357 + 23,030) \div 8.64 \text{ (MJ/kWh)} \times 0.457 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 2,105 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$
 - ・ 合計 : 3,018 (kg-CO₂)
- 二酸化炭素削減量
 - ・ ガス : $2,973 \times 2.21 \text{ (kg-CO}_2\text{/m}^3\text{)} \div 45 \text{ (MJ/m}^3\text{)} = 146 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$
 - ・ 電気 : $5,976 \div 8.64 \text{ (MJ/kWh)} \times 0.457 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 316 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$

- 二酸化炭素削減率

$$\text{削減率} = 1 - \frac{\text{標準二酸化炭素排出量} - \text{二酸化炭素削減量}}{\text{標準二酸化炭素排出量}}$$

$$\begin{aligned} &= \text{ガス} : (1 - (3,018 \text{ kg-CO}_2 - 146 \text{ kg-CO}_2) \div 3,018 \text{ kg-CO}_2) \times 100 = \underline{\underline{4.8\%}} \\ &= \text{電気} : (1 - (3,018 \text{ kg-CO}_2 - 316 \text{ kg-CO}_2) \div 3,018 \text{ kg-CO}_2) \times 100 = \underline{\underline{10.5\%}} \end{aligned}$$

(6) 脱炭素エネルギー源の利用による二酸化炭素削減量の計算

- 共有部分での消費エネルギー量削減量（再生可能エネルギー）
= $50.0 \text{ (kW)} \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ h} \times 0.138 \times (8.64 - 3.6) \text{ (MJ/kWh)} = 304,638 \text{ (MJ)}$
* 0.138 : 住宅用太陽光発電設備の設備利用率（経済産業省調達価格等算定委員会「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」より）
- 太陽光発電による二酸化炭素削減量
= $50.0 \text{ (kW)} \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ h} \times 0.138 \times 0.457 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 27,623 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$
※ 共有部分での対策は、基本的に「脱炭素エネルギー源の利用」のみを評価し、設備の合理化については、評価を行わないものとします。

(7) 建物全体のエネルギー削減率及び二酸化炭素削減率

- エネルギー削減率

$$= \frac{\text{省エネ機器導入による} \quad \text{共用部分での} \\ \text{戸当たりエネルギー削減量} \times \text{戸数} + \text{消費エネルギー量削減量} \\ \text{(再生可能エネルギー)}}{\text{標準} \quad \times \text{戸数} \\ \text{エネルギー需要量}} \times 100$$

$$= \text{ガス} : (2,973 \text{ MJ} \times 100 \text{ 戸} + 304,638 \text{ MJ}) \div (58,394 \text{ MJ} \times 100 \text{ 戸}) \times 100 = \underline{\underline{10.3\%}}$$

$$= \text{電気} : (5,976 \text{ MJ} \times 100 \text{ 戸} + 304,638 \text{ MJ}) \div (58,394 \text{ MJ} \times 100 \text{ 戸}) \times 100 = \underline{\underline{15.5\%}}$$

- 二酸化炭素削減率

$$= \frac{\text{省エネ機器導入による} \quad \text{共用部分での} \\ \text{戸当たりエネルギー削減量} \times \text{戸数} + \text{二酸化炭素削減量} \\ \text{(再生可能エネルギー)}}{\text{標準二酸化炭素} \quad \times \text{戸数} \\ \text{排出量}} \times 100$$

$$= \text{ガス} : (146 \text{ kg-CO}_2 \times 100 \text{ 戸} + 27,623 \text{ kg-CO}_2) \div (3,018 \text{ kg-CO}_2 \times 100 \text{ 戸}) \times 100 = \underline{\underline{14.0\%}}$$

$$= \text{電気} : (316 \text{ kg-CO}_2 \times 100 \text{ 戸} + 27,623 \text{ kg-CO}_2) \div (3,018 \text{ kg-CO}_2 \times 100 \text{ 戸}) \times 100 = \underline{\underline{19.6\%}}$$

- ※ 消費エネルギー削減量及び二酸化炭素削減量には、共用部分での再生可能エネルギー源の利用による削減量を加えます。
- ※ 標準消費エネルギー量及び標準二酸化炭素排出量には、共用部分のエネルギー量及び標準二酸化炭素排出量は加えずに削減率を計算します。

第4章 条例・規則等

1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び施行規則対照表

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策、脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動適応を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。 (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項各号に掲げる物質をいう。 (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限り。）を使用することをいう。 (5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。 (6) 気候変動適応 気候変動影響（地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。）に対応して、これによる被害の防	(趣旨) 第1条 この規則は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 52 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。 (7) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるものをいう。 (8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与するものをいう。 (基本理念) 第 3 条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならない。 (市の責務) 第 4 条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を策定し、及び実施する責務を有する。 2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策等を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。 3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応のための措置を講ずるよう努めなければならない。 (事業者及び市民の責務) 第 5 条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。 (地球温暖化対策等に関する協働) 第 6 条 市、事業者及び市民は、密接な連携の下に協働して、地球温暖化対策等に取り組まなければならない。 第 2 章 地球温暖化対策等に関する施策等 第 1 節 地球温暖化対策等推進基本計画等 (地球温暖化対策等推進基本計画) 第 7 条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策等推進基本計画」という。）を策定するものとする。 2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 計画期間	(再生可能エネルギー源) 第 3 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
(2) 地球温暖化対策の目標 (3) 法第 21 条第 3 項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進に関し必要な事項 3 市長は、法第 21 条第 8 項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。 4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。 5 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。 6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推進基本計画を変更するものとする。 7 第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。 8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。 （地球温暖化対策等推進実施計画） 第 8 条 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画に基づき、地球温暖化対策等の推進のために実施する措置に関する計画（以下「地球温暖化対策等推進実施計画」という。）を定めるものとする。 2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 3 市長は、地球温暖化対策等推進実施計画に基づく措置の実施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。 第 2 節 事業活動に係る地球温暖化対策 (事業活動脱炭素化取組指針) 第 9 条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに次条第 1 項に規定する事業	(特定事業者) 第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
活動脱炭素化取組計画書、同条第 3 項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに第 12 条に規定する事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成及び評価のために必要な事項についての指針（以下「事業活動脱炭素化取組指針」という。）を定めるものとする。 2 事業活動脱炭素化取組指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。 3 市長は、事業活動脱炭素化取組指針を定め、又は変更したときは、これを公告するものとする。 (事業活動脱炭素化取組計画書) 第 10 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動脱炭素化取組計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項 (3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項 (4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項 (5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項 (7) その他規則で定める事項 2 前項の規定により事業活動脱炭素化取組計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動脱炭素化取組計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 特定事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動脱炭素化取組計画書に準ずる計画書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」とい	(1) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。） (2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上の事業者 (3) 事業者の事業活動に伴う自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）第 4 条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。）の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者 (4) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 5 条第 10 号から第 16 号までの規定の例により得られる量をいう。）が 3,000 トン以上の事業者（事業活動脱炭素化取組計画書の作成等） 第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による作成は、3 年間の計画の期間（以下「計画期間」という。）として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなった年度以降、3 年度ごとに、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、事業活動脱炭素化取組計画書（第 1 号様式）により、計画期間の初年度の 7 月末日までに行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、前条第 2 号の規定に該当する連鎖化事業者が条例第 10 条第 1 項規定によ

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
う。)を作成し、市長に提出することができる。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは「次の第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる事項」と、第 2 項中「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、「あったとき」とあるのは「あったとき、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。 5 第 3 項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当することとなった場合は、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。	り作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。 (事業活動脱炭素化取組計画書の記載事項) 第 6 条 条例第 10 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第 4 条各号のうち事業者が該当する号 (2) 温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門 (3) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準で ある日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの (4) 主たる事業の内容 (5) 事業者の規模 (6) 計画期間 (7) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針 (8) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制 (9) 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項(条例第 10 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項を除く。) (10) その他市長が必要と認める事項 (事業活動脱炭素化取組計画書の変更等の届出) 第 7 条 条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書(第 2 号様式)により行うものとする。 2 条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、変更があったときにあっては速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあってはその日の翌日から起算して 15 日以内に行うものとする。 (中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成等) 第 8 条 前 3 条の規定は、条例第 10 条第 3 項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組対策計画書の作成及び提出について準用する。第 5 条第 1 項中「事業活動脱炭素化取組計画書(第 1 号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(第 3 号様式)」と、第 6 条中「次に掲げるとおり」とあるのは「次の第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 10 号までに掲げるとおり」と、前条第 1 項中「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書(第 2 号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
(事業活動脱炭素化取組結果報告書) 第 11 条 計画書提出特定事業者及び中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(以下この項、第 14 条第 1 項及び第 15 条において「計画書」という。)を提出した日の属する年度の翌年度から計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度(前条第 5 項に規定する場合における中小規模事業者にあつては、同項に規定する年度。第 13 条第 2 項及び第 3 項において「最終提出年度」という。)までの毎年度、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところにより、当該年度の前年度分までの、計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の状況等を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該当しなくなった場合も、同様とする。 2 前条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、前項の規定は、適用しない。 (事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表) 第 12 条 市長は、事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第 1 項の規定により作成した報告書(以下「事業活動脱炭素化取組結果報告書」という。)及び中小規模事業者が同項の規定により作成した報告書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書」という。)が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。	化取組計画書変更等届出書(第 4 号様式)」と、同条第 2 項中「あつたとき」とあるのは、「あつたとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。 (事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出) 第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規定による提出は、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、計画書提出特定事業者にあつては事業活動脱炭素化取組結果報告書(第 5 号様式)により、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者にあつては中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(第 6 号様式)により行うものとする。 2 条例第 11 条第 1 項の規定による提出は、7 月末日までに行うものとする。ただし、条例第 10 条第 2 項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して 90 日以内に行うものとする。 3 条例第 11 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。 (1) 特定事業者が条例第 10 条第 2 項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合 (2) 中小規模事業者が同条第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合 (3) その他市長が特別の事情があると認める場合 (事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表) 第 10 条 条例第 12 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。 (1) 事業活動脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。 ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項 イ 第 6 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項 ウ その他市長が必要と認める事項 (2) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表) 第 13 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組計画書又は同条第 3 項の規定により提出された中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項(同条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。))の規定による同条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項の変更に係る届出(軽微な変更に係るものを除く。)がされたときは、その変更後のもの)について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。 2 市長は、第 11 条第 1 項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者から評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。 3 市長は、第 11 条第 1 項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものに限る。)の内容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。 4 市長は、前 3 項の規定による評価を行ったとき	ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項 イ 第 6 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事項 ウ その他市長が必要と認める事項 (3) 事業活動脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする。 ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項 イ 第 6 条第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる事項 ウ その他市長が必要と認める事項 (4) 中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする。 ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項 イ 第 6 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 9 号に掲げる事項 ウ その他市長が必要と認める事項 (評価の求め) 第 11 条 条例第 13 条第 2 項の規定による評価の求めは、条例第 11 条第 1 項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出に併せて、取組結果報告書評価依頼申出書(第 7 号様式)を市長に提出して行うものとする。 (評価の結果の通知) 第 12 条 条例第 13 条第 4 項の規定による評価の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 (1) 事業者の氏名又は名称 (2) 事業者の所在地 (3) 評価の結果 (4) 書面により条例第 13 条第 6 項に規定する意見を述べるができること。 (5) 前号の意見を述べるができる期間 (6) その他市長が必要と認める事項 (評価の結果を公表しない場合) 第 13 条 条例第 13 条第 5 項の規則で定める場合は、天災その他やむを得ないものとして事業活動脱炭素化取組指針に定める場合とする。 (評価の結果を公表する期間) 第 14 条 条例第 13 条第 5 項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
は、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。 5 市長は、第 1 項から第 3 項までの規定による評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、インターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の規則で定める事項を公表するものとする。 6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第 1 項から第 3 項までの規定による評価を受けた計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。 (計画書提出事業者に対する支援) 第 14 条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等の推進に関する事項について、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。 2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第 1 項から第 3 項までの規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 (施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力) 第 15 条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等の推進について協力するよう努めるものとする。 (中小規模事業者に対する支援) 第 16 条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情報の提供、助言そ	(1) 事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで (2) 事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から、当該事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に係る計画期間が終了した日から起算して 4 年を経過する日の属する年度の末日まで (公表する事項) 第 15 条 条例第 13 条第 5 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事業者の氏名又は名称 (2) 評価の結果 (3) その他市長が必要と認める事項

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
の他の支援を行うよう努めなければならない。 第 3 節 開発事業等に係る地球温暖化対策等 (開発事業等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応) 第 17 条 開発行為(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。)のうち、1 又は 2 以上の建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)の用に供する目的で行うもの(以下「開発事業」という。)をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応のための措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。 2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (開発事業地球温暖化対策等指針) 第 18 条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応の推進並びに次条第 1 項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策等指針」という。)を定めるものとする。 2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、開発事業地球温暖化対策等指針について準用する。 (開発事業地球温暖化対策計画書) 第 19 条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事業地球温暖化対策等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域 (3) 特定開発事業の概要	(特定開発事業) 第 16 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 13 項の開発区域をいう。)の面積が 1 ヘクタール以上の開発行為であって、新築する 1 又は 2 以上の建築物(以下「予定建築物」という。)の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。 (開発事業地球温暖化対策等計画書の提出) 第 17 条 条例第 19 条第 1 項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書(第 4 号様式)により行うものとする。 2 条例第 19 条第 1 項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 48 号)第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあっては同条例第 18 条第 1 項の規定により条例環境影響準備書(以下「準備書」という。)を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の 90 日前までに行うものとする。 (開発事業地球温暖化対策等計画書の記載事項) 第 18 条 条例第 19 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 特定開発事業の名称及び目的 (2) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日 (3) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)第 127 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標 (4) その他市長が必要と認める事項 (開発事業地球温暖化対策等計画書の変更等の届出) 第 19 条 条例第 19 条第 4 項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書(第 5 号様式)により行うものとする。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
(4) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容 (5) 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果 (6) その他規則で定める事項 2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策等計画書を作成し、市長に提出することができる。 3 第 1 項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出する場合について、準用する。 4 第 1 項又は第 2 項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業者（以下「計画書提出開発事業者」という。）は、当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業が完了するまでの間、第 1 項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第 1 項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策等計画書は、第 2 項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策等計画書とみなす。 （開発事業の完了の届出等） 第 20 条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 （開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表） 第 21 条 市長は、第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は同条第 4 項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。 （指導及び助言） 第 22 条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。 （住宅販売時の情報の提供）	2 条例第 19 条第 4 項の規定による届出は、同条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる事項の変更にあっては速やかに、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の変更にあっては変更する日の 15 日前までに行うものとする。 （特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の提出等） 第 20 条 前 3 条の規定は、条例第 19 条第 2 項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成及び提出について準用する。 （開発事業の完了の届出） 第 21 条 条例第 20 条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第 10 号様式）により行うものとする。 （開発事業の中止の届出） 第 22 条 条例第 20 条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第 11 号様式）により行うものとする。 （開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表） 第 23 条 条例第 21 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第 19 条第 1 項 1 号から第 5 号までに掲げる事項 (2) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項 (3) その他市長が必要と認める事項

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
第 23 条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応について情報の提供を行うよう努めるものとする。 第 4 節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策等 (脱炭素エネルギー源の優先的な利用等) 第 24 条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めるものとする。 2 市は、地域の特性に応じた脱炭素エネルギー源の利用について検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (建築士による太陽光発電設備に係る説明) 第 25 条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に設置することができる太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。 2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。 3 第 1 項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。 (建築士に対する支援) 第 26 条 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、前条第 1 項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 (事業者及び市民に対する支援)	(建築士による説明を要する建築物) 第 24 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が 10 平方メートルを超える建築物（特定建築物（床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物をいう。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 2 号に該当する建築物を除く。）とする。 (建築士による説明を要しない場合) 第 25 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 建築主が建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。）である場合 (2) 建築主から条例第 25 条第 1 項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合 (3) その他市長が認める場合 (書面の記載事項) 第 26 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 設置することが可能な太陽光発電設備の出力 (2) 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 (3) その他市長が必要と認める事項 (書面の写し等の保存期間) 第 27 条 条例第 25 条第 3 項の規則で定める期間は、同条第 1 項の規定による説明を行った日から起算

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
第 27 条 市は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 (適用除外) 第 28 条 この節(第 24 条及び次条を除く。)の規定は、規則で定める建築物については、適用しない。 (エネルギー供給事業の情報の提供) 第 29 条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明らかにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対して、市域における事業に関する情報の提供を求めることができる。 第 5 節 日常生活等における地球温暖化対策等 (温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等) 第 30 条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努めものとする。この場合において、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (廃棄物の発生の抑制等) 第 31 条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (交通に係る地球温暖化対策) 第 32 条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に努めるものとする。 2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めなければならない。 (環境教育及び環境学習) 第 33 条 市は、地球温暖化対策等のための環境教育	して 3 年とする。 (適用除外) 第 28 条 条例第 28 条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 18 条第 3 号に該当する建築物とする。 (エネルギー供給事業者) 第 29 条 条例第 29 条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。 (1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者 (2) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 12 項に規定するガス事業者

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
及び環境学習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければならない。 (緑の保全及び緑化の推進) 第 34 条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため、緑の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第 6 節 環境技術による国際貢献の推進等 (地球温暖化対策に資する製品及び技術) 第 35 条 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。 2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。 (環境技術による国際貢献の推進) 第 36 条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通じて、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めるものとする。 2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めなければならない。 第 3 章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備 (地球温暖化防止活動推進員) 第 37 条 地球温暖化防止活動推進員(法第 37 条第 1 項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)は、同条第 2 項に定めるもののほか、気候変動適応に関する知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市民の理解を深めるための活動を行う。 2 市は、推進員が、地域における地球温暖化対策等を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。 3 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応のための取組の推進に努めなければならない。 (地域地球温暖化防止活動推進センター) 第 38 条 地域地球温暖化防止活動推進センター(法	

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
第 38 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下「推進センター」という。) は、同条第 2 項に定めるもののほか、気候変動適応に関する普及啓発を行うこと等により気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための事業を行う。 2 市は、推進センターが、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。 第 4 章 雑則 (報告等及び立入調査) 第 39 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者及び第 25 条第 1 項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。 (勧告) 第 40 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (1) 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者 (2) 第 10 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 19 条第 4 項又は第 20 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書又は第 19 条第 2 項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書(同条第 5 項の規定により同条第 2 項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。)について虚偽の提出をした者 (4) 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(同項に規定する建築士を除く。) (事実の公表) 第 41 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者	(身分証明書) 第 30 条 条例第 39 条第 2 項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第 12 号様式)とする。 (事実の公表) 第 31 条 条例第 41 条第 1 項の規則で定める事項は、

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。 (表彰) 第 42 条 市長は、地球温暖化対策等の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。 (委任) 第 43 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 11 年川崎市条例第 48 号) 第 19 条の規定による公告を行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第 17 条の規定は、適用しない。 附 則 (平成 28 年 10 月 19 日条例第 63 号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (令和 4 年 3 月 24 日条例第 5 号) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 5 年 3 月 30 日条例第 9 号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第 1 条中第 31 条の改正規定 (同条を第 33 条とする部分を除く。)及び第 32 条の改正規定 (同条を第 34 条とする部分を除く。) 令和 5 年 4 月 1 日 (2) 第 2 条並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日 (3) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 令和 7 年 (経過措置) 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を開始した第 2 条の規定による改正前の条例 (以下「旧条例」という。) 第 10 条第 1 項に規定する事業活動地球温暖化対策計画書を提出した事業者の係る第 2 条の規定による改正後の条例 (以下「新条例」という。) 第 10 条から第 15 条までの	次に掲げるとおりとする。 (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 勧告の内容 (3) その他市長が必要と認める事項 (計画書等の提出) 第 32 条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本 1 通及びその写し 1 通とする。 (委任) 第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 平成 22 年度における条例第 9 条第 1 項の規定による提出に係る第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「7 月末日」とあるのは、「11 月末日」とする。 3 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第 18 条第 1 項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第 19 条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第 17 条第 1 項の規定による提出に係る第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同条例第 18 条第 1 項の規定により条例環境影響準備書 (以下「準備書」という。) を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。 4 施行日から起算して 90 日が経過する日までの間に特定開発事業 (川崎市環境影響評価に関する条例第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。) に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第 17 条第 1 項の規定による提出に係る第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする 90 日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。 附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 32 号) この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 27 年 5 月 22 日規則第 47 号) この規則は、公布の日から施行する。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号)	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (平成 21 年 12 月 24 日規則第 90 号)
規定の適用については、当該計画に係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又は旧条例第 10 条第 3 項の規定により当該計画書を提出した中小規模事業者が同上第 1 項の特定事業者に該当することとなった日の属する年度までの間、なお、従前の例による。 3 新条例第 25 条の規定は、建築士が附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以降に建築士が委託を受けた設計について適用する。 4 第 3 条の規定による改正後の条例 25 条及び第 26 条の来では、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知が行われた建築物については、適用しない。 (川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正) 5 川崎市公害防止等性格環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。 第 99 条の 2 第 5 項中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第 10 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。	附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 33 号) この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 29 年 3 月 31 日規則第 20 号) この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 30 年 12 月 1 日規則第 87 号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和 5 年 3 月 30 日規則第 10 号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。 附 則 (令和 5 年 3 月 31 日規則第 12 号) この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 5 年 10 月 11 日規則第 64 号) 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の規則の規定により調製した帳票(同規則第 4 号様式から第 7 号様式までに限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

2 開発事業地球温暖化対策等指針

平成22年 4月 1日
一部変更 令和 5年 3月30日
一部変更 令和 6年 4月 1日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応の推進並びに開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な事項について定めるものである。

また、この指針は、条例第18条第2項の規定により、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行う。

なお、開発事業完了後の温室効果ガスの排出の量の削減等については、その用途に応じて、条例第9条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組指針などを踏まえながら、進める。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 開発事業に係る地球温暖化対策等

(1) 開発事業地球温暖化対策等計画書の基本的事項

ア 開発事業地球温暖化対策等計画書の対象事業

開発事業地球温暖化対策等計画書は、規則第16条で定める特定開発事業が対象となり、対象要件への該当については、開発行為と建築行為を一体的に捉えて判断する。

また、条例第19条第2項の規定により、特定開発事業者以外の事業者も開発事業地球温暖化対策等計画書を提出することができる。

イ 提出時期

開発事業地球温暖化対策等計画書の提出は、規則第17条第2項の規定により、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。）第2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつては同条例第18条第1項の規定による条例環境影響評価準備書を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行う。

(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応

ア 関係法令等による基準

地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）の規定、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準をはじめ、当該開発事業に係る法令の基準を整理し、これを遵守する。

また、条例第7条第1項に規定する地球温暖化対策等推進基本計画の内容等を踏まえながら、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応や脱炭素エネルギー

源の利用など、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的に評価し、対策を検討する。

イ 開発事業区域の周辺のエネルギー資源

開発事業区域の周辺のエネルギー資源の状況等を調査し、その活用についても検討する。

ウ 開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量等

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、開発事業で予定している建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算する。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るために実施しようとする措置の内容

開発事業者は、次の項目について、別表の温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる措置を検討する。

(ア) エネルギーの使用の合理化

- a エネルギー高度利用技術の導入等
- b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進
- c 建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

- a 人工排熱の抑制
- b 地表面の改善
- c 風の道の確保

(ウ) 交通環境への配慮

- a 自動車利用の抑制
- b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- c 自動車交通の円滑化

(エ) 緑地の保全と緑化の推進

- a 緑地の保全
- b 緑化の推進

(オ) 工事に係る配慮

- a 環境負荷の少ない資材の調達
- b 工事における二酸化炭素排出量の削減

(ア) のエネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合は、当該措置の実施によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

開発事業の用途により、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算した場合は、当該排出量の削減に資する措置について検討し、その措置に伴う削減量を計算する。

オ 脱炭素エネルギー源の利用の検討

開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる脱炭素エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。

また、脱炭素エネルギー源を利用する設備を導入する場合は、当該導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

(ア) 太陽光

(イ) 風力

(ウ) 水力

(エ) 地熱

(オ) 太陽熱

(カ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱

(キ) バイオマス

(ク) 再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源

カ 特定建築物の評価の目標

開発事業者は、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物（床面積の合計が5,000㎡を超える建築物）に該当する場合、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）による環境性能の総合評価について具体的な目標を設定する。

(3) 開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等

ア 開発事業地球温暖化対策等計画の作成

2(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応による検討内容を踏まえ、開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）に該当する項目を記入する。

イ 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出

開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第8号様式）に開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を添付し、提出する。その際、次の資料を添付する。

(ア) 位置図

(イ) 現況図

(ウ) 土地利用計画図

(エ) 造成計画平面図

(オ) 2(2) ウの開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料

(カ) 2(2) エのエネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

(キ) 2(2) オの脱炭素エネルギー源を利用する設備の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

ウ 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第9号様式）とともに、変更部分を記載した開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を提出する。その際、2(3)イの(ア)から(キ)に掲げるもののうち、変更のあったものを添付する。

エ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の中止

開発事業中止届出書（規則第11号様式）により提出する。

オ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の完了

開発事業完了届出書（規則第10号様式）に、開発事業地球温暖化対策等結果（指針第2号様式）を添付し、提出する。その際、完成の状況が分かる資料を添付する。

カ 開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表

条例第21条の規定により、市長は、条例第19条第1項若しくは第2項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第8号様式）の提出又は条例第19条第4項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第9号様式）、条例第20条第1項の規定による開発事業完了届出書（規則第10号様式）若しくは開発事業中止届出書（規則第11号様式）の届出があった場合には、市長はインターネットホームページへの掲載及び川崎市環境局へ備え付けることにより、公表する。

なお、公表の対象となる事項は、開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）及び開発事業地球温暖化対策等結果（指針第2号様式）の内容とする。

3 雑則

（1）指導・助言等

条例第22条の規定により、市長は、開発事業者が提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、本指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

（2）立入検査等

条例第39条第1項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。

（3）勧告・公表等

条例第40条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第41条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。

別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例

項目	措置例
1 エネルギーの使用の合理化	
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	
・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入
・未利用エネルギーの活用	・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	
・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化
・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発域内のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	
・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、室の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入

項目	措置例
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化

項目	措置例
2 ヒートアイランド現象の緩和	
2.1 人工排熱の抑制	
・建築設備から大気への排熱量の低減	・建築物の断熱化（再掲） ・建築物への日射遮へい（再掲） ・排熱量の少ない設備の導入 ・排熱の低温化 ・排熱の回収・再利用
・排熱負荷の平準化	・排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	
・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・舗装等、人工被覆面積の縮小 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定
・緑地や水面等の確保、日陰の創出	・芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保 ・日除けの設置や植樹等による日陰の形成
2.3 風の道の確保	
・風の道に配慮した建物等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減
・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	・周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保
3 交通環境への配慮	
3.1 自動車利用の抑制	
・公共交通との連携	・公共交通機関の利用環境整備
・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備	・事業の目的・用途に応じた駐輪スペースの確保 ・自転車道の整備
・歩行環境の整備	・快適な歩行空間の整備 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）

項目	措置例
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	
・電気自動車の利用促進	・電気自動車用充電インフラの整備
・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	
・交通計画の作成	・交通需要の適切な予測による交通計画の作成
・物流の効率化・円滑化	・荷捌きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 ・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備
・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保
4 緑地の保全と緑化の推進	
4.1 緑地の保全	
・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	
・緑化の推進	・街区や道路の緑化 ・改変箇所における植生等の回復 ・建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 ・造成法面等、改変箇所における在来種による緑化
5 工事に係る配慮	
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	
・製造/廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用 ・環境に配慮した建設資材の積極的な利用
・資材調達時における配慮	・資材輸送における距離の最小化 ・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	
・二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用
・建設機器の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

開発事業地球温暖化対策等計画書作成マニュアル
—開発事業地球温暖化対策等計画書制度—

令和 6 年 3 月 改訂

発行 川崎市
編集 川崎市環境局脱炭素戦略推進室
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
TEL 044-200-2545

カーボンチャレンジ

CCかわさき



ろじいちゃん のみいちゃん

エコちゃんず